

6 香東清許可第16号

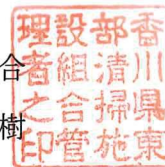
住 所 東かがわ市湊197番地17
氏 名 株式会社 シロ・カイ
代表取締役 昌山晃一 殿

廃棄物搬入許可証

香川東部溶融クリーンセンター設置条例第6条の規定に基づき、香川東部溶融クリーンセンターへの搬入を下記条件を附して許可をする。

令和6年4月1日

香川県東部清掃施設組合
管理者 大山茂樹



記

許可条件

- 許可の期間 自 令和6年4月1日
至 令和8年3月31日
- 許可の内容 処理対象物の収集・運搬及び香川東部溶融クリーンセンターへの搬入
- 許可の区域 さぬき市、東かがわ市
- その他 (1) 搬入許可証を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。
(2) 許可の区域内において収集した処理対象物は、香川東部溶融クリーンセンターへ搬入し、許可の区域外へ搬出しないこと。また、許可の区域外で収集した廃棄物は、管理者の許可なく香川東部溶融クリーンセンターへ搬入しないこと。
(3) 処理対象物の種類ごとに区分した車両で搬入すること。
(4) 許可の期間終了後は、事業所ごとの処理対象物の搬入量を別紙（搬入報告書）により報告すること。
(5) 搬入車両には、当組合の指定する表示方法により、車両識別の方策をとること。
(6) 香川東部溶融クリーンセンター設置条例第7条第2項に規定する処理手数料について、2ヶ月分納入されなかったとき又は同一月分に係る請求に対し2回納入がなかったときは、搬入停止を命ずる。ただし、当該滞納に係る手数料を完納したときは、搬入停止措置を解除するものとする。